

自律改革の取組【平成30年度】

No.	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	検討・分析の進め方	取組の内容及び成果 今後の方向性	部・所
1	都市整備局改革本部の運営	一人ひとりがリーダーシップを発揮し、不断の改革を醸成	局本部会議を開催し、都政改革の取組を周知するとともに、局内で横展開	適宜情報提供を行い、各職場の実情に応じて、自主的な取組を推進する。	総務部
2	積極的な情報の提供	より積極的な情報の提供を行うことで、行政の透明化を促進することが必要	情報提供を前提とした見直しを実施(審議会議事録・住民説明会資料等)	附属機関等の議事録を局HPに掲載し、選手村の工事進捗状況をかわら版等で公開するなど、部所の事業に応じた積極的な情報提供を実施している。今後も継続して実施していく。	各部所
3	窓口事務の改善	都民にとって、より利便性の高い窓口事務へ改善	各部署において、新採職員や民間経験者等の新たな目線で、改めて点検を実施	新採やキャリア採用の若手職員が中心となり、頻繁に受ける質問への対応マニュアルの作成や、簡易かつ効率的に書類を検索できる工夫を行うなど、部所の事業に応じて実施している。また、チェックシートを活用することで、サービス改善に向けた点検を集中的、効率的に実施した。今後も継続して実施していく。	各部所
4	窓口レイアウト・案内表示の見直し	一層利用しやすい窓口レイアウト・案内表示	来庁者が円滑に訪問できるよう改善策を検討	来庁者が円滑に訪問できるよう、フロアガイドの見直しや受付窓口までの案内を見やすい位置に設置するなどの工夫をした。窓口のポスター等掲示物やチラシ等に関して、分類・整理整頓するなどの見直しを実施した。引続き、案内表示・レイアウトについて、適宜、見直しを実施していくとともに、来庁者への速やかなお声掛け等、正確・迅速・丁寧な対応を継続して推進する。	各部所
5	庁内掲示板等を活用した情報共有・活用等	庁内掲示板等の更なる活用	○庁内や局内で共有すべき情報の掘り起し ○情報共有の推進に向けて検討	引続き、庁内掲示板を活用するとともに、会議資料等を積極的に共有サーバに保管するなど、情報共有化を継続して推進している。今後も継続して実施していく。	各部所
6	実践的な防災訓練の実施	災害時の即応能力向上により役立つ態勢の構築が課題	○前回防災訓練の課題等を踏まえ、局内PT等により幅広い意見を取り入れて「局のBCP(事業継続計画)」や「局の危機管理マニュアル」を改定	平成30年9月に「局のBCP(業務継続計画)」を、12月には「局の危機管理マニュアル」を改定し、これに基づき早期参集職員を中心に防災訓練を平成31年1月30日に実施した。具体的な被害想定の設定や、ホワイトボード等ツールの活用などの工夫により、前回よりさらに実践的な訓練を実施することができた。	総務部

自律改革の取組【平成30年度】

No.	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	検討・分析の進め方	取組の内容及び成果 今後の方向性	部・所
7	新たに定める都市高速道路の計画策定プロセスの構築	○東京の都市高速道路は、整備効果が高く広域に及ぶ一方、市街地が高密度であるため、計画の影響を受ける地域住民等が多数であり、円滑な合意形成に資する計画策定プロセスが必要	多数の関係者に対する合意形成を円滑にするため、計画策定プロセスの透明性や客観性を向上させる視点で方策を検討	引き続き、外環(東名高速～湾岸道路間)の計画策定の過程で得られる知見を基に、新たに定める都市高速道路の計画策定プロセスにおいて、地域住民のみならず、多様な利用者の意見を幅広く聴く方策を検討し、都のガイドラインを取りまとめる。	都市基盤部
8	事前復興の更なる取組	○発災を想定した復興計画の策定に係る訓練を、都職員は未経験 ○区市町村職員による、地域住民と協働して課題を解決する訓練の実施は少数	都及び区市町村職員の実務能力を向上させるため、以下のとおり、より実践的な訓練を実施 ○訓練生に、訓練内容のアンケート調査を実施 ○訓練において指導・助言を行っている学識経験者との意見交換を実施 ○庁内の都市復興関係部署との連絡会を開催	○都職員向けの「都市復興訓練(3種類)」を実施(平成30年6月～9月に、広域及び事業立案に係る訓練を10月～12月に、「復興まちづくり計画」を作成する図上訓練を実施し、都市復興手順等の基礎知識を習得。 ○平成31年1月～3月に、区市町村職員向け「復興まちづくり実務者養成訓練」を実施し、地域住民との訓練方法等を習得。 ○今後も各種訓練を実施し、更なる改善を行う。	市街地整備部
9	みんなが定時隊長(退庁予定時間表、「都庁KA・E・RUタグ運動」等超勤に係る見える化の取組推進)	○以前から実施している退庁予定時間表等の取組により、退庁時間を意識した業務遂行の風土が醸成されてきたが、一定数、恒常的な超過勤務が発生	○これまでも各部・所において取組を実施 ○退庁時間だけでなく、超勤実績等、様々なデータの更なる「見える化」が課題	○引き続き、各職場の実情に応じた取組を推進している。 ○各部・所の超勤実績について、前年度や前年同月等で比較を行い、各データを局全体に積極的に共有することで、各部・所の超勤マネジメントを促進している。また、本庁職員のセキュリティゲート通過時間のデータも活用し、退庁時間の見える化を行っている。 ○総務局の方針も参考にしながら、引き続き、各職員の業務スケジュールの共有や、効率的な会議運営、業務点検等により、効率的な業務マネジメントを進めていく。	総務部

自律改革の取組【平成30年度】

No.	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	検討・分析の進め方	取組の内容及び成果 今後の方向性	部・所
10	超過勤務縮減への取組	<p>○各職場では、日々の業務に忙殺されており、メリハリをつけた働き方が困難な状況にある。</p> <p>○これまでの取組により、退庁時間を意識した業務遂行の風土が醸成されてきたが、一定数、恒常的な超過勤務が発生</p>	<p>○更なる業務の効率化のため、会議・打合せ時間の短縮等、既存のルールの利用を行いつつ、新たな制度の積極的な活用を促進</p>	<p>○引き続き、会議・打合せ時間は30分以内とし、会議資料は事前に配付して直ちに議題に入ること、また、ペーパーレス会議を推進することにより、事前準備業務の効率化を行っている。</p> <p>○テレワークや時差勤務、フレックスタイム制等、新制度の積極的な活用の促進により、メリハリをつけた多様な働き方を推進する。</p> <p>○各取組を積極的に進め、職員のライフ・ワーク・バランスの実現を目指す。超勤縮減に係る企画や超勤縮減策の好事例の共有も行き、引き続き職員の超勤縮減への意識を高めていくとともに、平成31年度から超勤命令の上限時間が設定されることについて、適切な対応を図っていく。</p>	各部所
11	電子マネー収納の導入の推進	<p>○制度所管局において、電子マネー収納に係る法的整理を行い、実務的指針、実施要綱及び運用通知を策定済。</p> <p>○制度所管局において、都立施設の入場料等について、電子マネー収納の導入を個別に検討中</p>	<p>○局内の手数料の収入状況(単価、件数、徴収方法等)を把握</p> <p>○把握した情報を基に実情を分析し、電子マネー収納導入時の効果等を検討</p> <p>○制度所管局等と情報を共有し、今後の方向性等を決定</p>	<p>○局内の手数料の収入状況について、基礎情報の調査を局内で実施した。</p> <p>○分析の結果、高額単価、納入者の性質、費用対効果等で多くの課題があることが判明した。</p> <p>○特に収入が多い部でヒアリングを実施し、課題等の抽出を行った。その結果を関係部署と共有し、課題等について調整中。</p> <p>○関係各部署と密に連携し、全庁的な取組の一環として、今後の方向性を決定していく予定である。</p>	総務部
12	会議運営の効率化	<p>○これまでも各部・所において取組を推進</p> <p>○平成29年4月に策定された「仕事の進め方に関する都庁ルール」に則り、業務を遂行</p>	<p>各部・所ごとに、業務改善の視点で取組を点検</p>	<p>○局議会対策会議等、一部の会議において、PC及びプロジェクターの使用等により、即時的な修正を行うなど、業務の効率化に努めている。</p> <p>○資料のスライド化等により、会議時間の短縮化を実現した。</p> <p>○引き続き、各職場の実情に応じて、自主的な取組を推進する。</p>	各部所

自律改革の取組【平成30年度】

No.	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	検討・分析の進め方	取組の内容及び成果 今後の方向性	部・所
13	ペーパーレス化の推進	<p>○これまでも各部・所において取組を推進 ○ペーパーレスの目標に向けた取組の推進が必要</p>	<p>○総務局通知「2020改革プラン各局におけるペーパーレスの取組」に基づき、目標達成に向けて、各部所ごとに紙の使用状況を把握するとともに、各部ごとにペーパーレスの取組を設定</p>	<p>○局議会対策会議や定例連絡会等の一部会議において、タブレットやプロジェクターを使用するなどの取組を行っている。</p> <p>○文書による意思決定について、原則電子決定方式とする取組を推進している。</p> <p>○削減に向けたメールでの部内周知、削減目標の具体的な数値の提示と協力を呼びかけるポスターの複合機への掲示などを行っている。</p> <p>○電子ファイルで情報共有を行うことで、紙資料の削減を推進している。また、紙資料については、原則両面印刷を行っている。</p> <p>○引き続き、各課の実情に応じて、自主的な取組を推進する。</p>	各部所
14	工事安全講習会の実施	<p>○平成28年度以降、多摩建築指導事務所管内において工事中の事故等が頻発 ○当事務所が所管する許可制度の対象工事等の工事施工者等における安全管理の質の向上や、労働災害の未然防止を図るため、労働基準監督署や本庁と協働し、平成28年度から工事施工者等を対象とした講習会を毎年実施 ○今後も引き続き、工事施工者等の安全管理に対する意識の向上を図ることが必要</p>	<p>○許可制度の対象工事施工者はもとより、安全管理の質の向上が一層求められる中小の工事施工者に積極的に参加してもらうため、多摩建築事務所管内の各市町の工事発注部署にも協力を依頼し、講習会参加者を募集 ○平成29年度の講習会参加者を対象に実施したアンケート結果の要望事項を踏まえ、工事中の安全管理の質の向上に寄与する内容を、労働基準監督署や本庁と調整を図りながら、以下の項目を講義内容に反映 ・開発、土木分野に係る安全対策の具体例(立川労働基準監督署・市街地整備部) ・建築基準法に係る工事現場の危害防止対策(市街地建築部・多摩建築指導事務所)</p>	<p>○平成30年10月10日に講習会実施 ○参加者計73名(民間事業者28名、市職員45名) ○左記の項目を講習会に盛り込んだことで、約6割の参加者から「非常に役に立った」というアンケート結果が得られた ○アンケート結果の以下の要望事項を踏まえつつ、来年度も引き続き講習会を実施予定 ・講義内容の重複部を省き、具体的な事故事例や安全対策及び労働基準法や建築基準法等の法改正内容に時間をかけてほしい ・外国人実習生の雇用に係る対応・取組 ・「働き方改革」に係る対応・取組</p>	多摩建築指導事務所

自律改革の取組【平成30年度】

No.	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	検討・分析の進め方	取組の内容及び成果 今後の方向性	部・所
15	多摩都市塾若手プロジェクト(TWP)の実施	多摩建築指導事務所には、新規採用職員を含め多くの若手職員が配属されており、職員育成のため、平成17年度から「多摩都市塾」を、平成20年度から「多摩都市塾若手プロジェクト(TWP)」を実施	<p>採用1年目(平成30年度生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩都市塾として開催する講義・現場見学に参加し、多摩地域のまちづくり行政に関する課題等について学習</li> <li>・年度末までに、メンバー自ら2年目に調査・検討する課題を設定</li> </ul> <p>採用2年目(平成29年度生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初に設定した自主研究テーマに沿って調査・検討し、解決策を提言</li> <li>テーマ : わかりやすい実務マニュアルの作成</li> </ul>	<p>採用1年目(平成30年度生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義・現場見学(オリパラ関連等) 6月</li> <li>・講義・現場見学(臨海部) 11月</li> <li>・講義・現場見学(公共施設) 2月</li> <li>・2年目の課題検討 3月</li> </ul> <p>採用2年目(平成29年度生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ「実務マニュアルの作成」確定 5月</li> <li>・擁壁現場調査 6月 ・中間発表 9月</li> <li>・マニュアル案まとめ意見照会 11月から2回</li> <li>・マニュアル完成・最終発表 3月</li> </ul>	多摩建築指導事務所
16	電子申請の取組	インターネットが普及しオンライン申請が一般的になっているにもかかわらず、行政手続のオンライン化が進んでいない状況	総務局通知「『電子申請の利用促進に向けた取組方針』の全面改正に基づく取組」に従い、局内の行政手続について、オンライン化が可能かどうかを案件ごとに判断	<p>○オンライン化されていない行政手続について調査し、手続の根拠法令、申請件数、オンライン化を阻害する要因等の把握を行っている。</p> <p>○都市計画道路に関する窓口照会の電子化を図るなど、オンライン化への障壁が小さいものについて、案件ごとに総務局と連携し、順次オンライン化を開始している。</p>	各部所